

宮 契 第 4 6 号
令和5年5月23日

関係部局長
各 殿
委員会事務局長

総 務 部 長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の変更について（通知）

このことについて、工事中の熱中症対策については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）」（令和3年8月3日付け宮契第106号）により通知しているところであり、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、真夏日を「日最高気温が摂氏28度以上」として運用してきたところです。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されたことを踏まえ、令和5年5月8日をもって、令和2年7月20日付け279-1219（県通知）が廃止されましたので、本市においても同様に取り扱いを変更いたします。

ただし、令和5年5月7日以前に現場作業を行っていた既契約工事については、真夏日を「日最高気温30度以上の日」から「日最高気温28度以上の日」と読み替えて精算するものとします。

文書取扱：契約課技術検査室
直通 21-1726
内線 (70) 2432